

川口市県外視察旅行に関する監査結果の通知内容について。

川監収第 40 号

平 8 年 7 月 25 日

請求人 (氏名等は削除しました) 様
同 (氏名等は削除しました) 様
同 (氏名等は削除しました) 様
同 (氏名等は削除しました) 様

川口市監査委員 中 山 大 蔵
同 遠 山 慶 助、
同 簗 口 登志雄
同 山 田 裕 明

川口市長措置請求に係る監査の結果について(通知)

地方自治法(以下「法」という。)第 242 条第 1 項の規定に基づき、平成 8 年 5 月 29 日付けで提出された標記の請求について、監査を行った結果は次のとおりであり、同条第 3 項の規定により通知します。

記

1 請求の受理

本講求は、請求書に不備な点がみられたので補正を求め、そののち、法定要件を具備しているものと認め、平成 8 年 6 月 6 日受理した。

2 講求の要旨

川口市において毎年町会長、自治会長が市の主催で「視察旅行」と称して旅行を行っている。この旅行は十数年前より実施され昨年は 7 6 3 万 8, 8 0 0 円余が公費より全額支出されている。

町会、自治会は任意団体であり行政の下請機関ではありません。市民の税金によって運営されている地方自治体が任意団体の役員の旅行に公費を支出することは許しがたい行為である。

よって今後この旅行に対して公費より旅費を支出しないこと。

過去 1 年前にさかのぼり(平成 7 年より平成 8 年まで)旅費を全額、市長は市に返還せよ。

3 監査の実施

(1) 請求人の証拠の提出及び陳述

法第 242 条第 5 項の規定に基づき、請求人に平成 8 年 7 月 3 日、証拠の提出及び陳述の機会を設けた。

(2) 関係人の事情聴取

法第 199 条第 8 項の規定に基づき、平成 8 年 7 月 9 日、市長室長、広報広聴課長、広報係長及び広聴係長から事情聴取を行った。

4 監査の結果

(1) 事実確認

本市における全市合同特別町会長会議(以下「特別町会長会議」という。)は、年 4 回行われる全市合同町会長会議の一つとして、毎年 7 月に県外視察及びコミュニティづくり推進協議会総会を兼ね 1 泊 2 日で開催し現在に至っている。

なお、昭和 5 6 年度以前は、大貫海浜学園、水上林間学園、黒姫青年の家など の本市の施設を交互に視察していた。

平成7年7月10日、11日の両日にわたり開催された特別町会長会議は、町 会長及び町会役員(以下「町会長等」という。)合わせて212人、市長、議長ほか15人の市職員の合計229人が参加し、まず、7月10日、午後1時過ぎから2時頃まで静岡県清水市にある東海大学社会教育センターの海洋科学博物館及び人体科学博物館の2箇所を視察したのち、同県焼津市の旅館において午後3時から会議が開催された。

会議は、市長、議長のあいさつの後、市からの4点にわたる連絡事項の説明がなされたのち平成7年度川口市コミュニティづくり推進協議会総会に移行し、午後4時頃終了した。

その後、午後6時から夕食をとりながらの懇親会に引き継がれ、町会長等による情報交換等が行われ、午後7時30分過ぎに終了した。

翌7月11日は、焼津市内のさかなセンター及び山梨県下の桃園の見学を行っている。

この特別町会長会議開催に当たって支出された総費用は、771万1,404円であり、広報広聴費から763万8,804円、議会費から7万2,600円支出されており、これを参加者一人当たり単純平均すると、3万3,674円であった。

(2) 判断

監査の結果、請求事実については不当とはいえず措置の必要を認めない。

(理由)

市政は、市民の協力と理解のもとに運営されなければならない。そのためには市民から広く市政全般にわたって意見、要望を聴き、市政に反映させることが必要であり、そのための手段としての広報広聴活動は欠かせないものとなっている。

本件特別町会長会議は前記広報広聴活動の一環として、市長から各町会長あてに出席を依頼し、164町会から212人が出席し実施されたものである。市内各地域を代表する町会長等間における情報交換等を行うことによりそれぞれの町会の運営に役立たせ、また、各町会長等との交流を深める、ことにより相互の親睦を図り、加えて、市と町会との情報交流等を通じて市政の運営に反映させるために開催されたものである。

ところで、本市の町会・自治会(以下「町会等」という。)は、その沿革上、一時期付与されていた公的性格は薄れているものの、釣りや囲碁の同好者の集まような純粋に私的な寄合と評すべきものではなく、地域住民の8割を会員とするいわゆる法人格なき、一部公共的な色彩を有する団体であるとみるのが相当である。すなわち、市の正式下部機関ではないとはいいながら、市の行政と密接な繋がりのある道路や側溝の清掃、防犯灯の維持・管理、防犯・防災活動、特にごみ処理を中心とする衛生活動、地域内の広報活動、行政連絡の伝達、行政への陳情及び要望に及んでおり、これらの活動が市の行政による住民サービスを個々の市民にまで連絡、実施する役割を担い、この意味において公共的機能及び行政補完機能を合わせもっていることは明らかである。

これらの実態に沿って、平成3年法律第24号により創設された法第260条の2では、町会等は単なる親睦会でなく、自治体から認可を受けた場合は、独立した公共的性格を有する団体であることが明文化されたのである。

もともと、市が市民との間で広報広聴活動を行うことは、市民の意見を市政に反映させ、市政への理解と協力を求める上で必要不可欠なものであるから、本件の特別町会長会議もそれ自体は何らの問題もはらむものではない。

ましてや、町会長等は、地域住民の福祉向上と住民間の交流に日頃から努めており人格的信望もあるので、町会長等との懇談は重要なものとなっている。

しかるところ、町会等は、住民の身近な問題を自主的に担当していることからすれば、その代表者であり地域の実情に詳しい町会長等から市政に対する要望、意見を広く聴いたり、市政に対する理解を深めてもらったりする必要があるのは明らかである。そのための会議の開催場所を庁舎内の会議室とした場合であっても、相当程度目的は達成されるにしても、現在のわが国民性からして、和やかなうちにも率直な意見表明をするのに多くの場合必要と考えられるところの、胸襟を開いたくつろいだ雰囲気容易に醸成されず、まして日頃あまり交流のない他の町会

長等との相互理解や懇親を深めるための場とはなりがたいため、場所を庁舎外に移して泊りがけとするのも意味のあることである。

更に、本件特別町会長会議の費用は総額771万1,404円で一人当たりの費用を単純平均すると3万3,674円で、懇親会において酌婦を呼んだり、カラオケを用意したことはなかったことなどを総合勘案すれば、本件特別町会長会議は社会通念上相当な範囲を超えてはいないというべきである。

なお、東海大学施設の視察、さかなセンター及び桃園の見学をしたりするまでのことはなかったのではないかとの見方もありうるが、町会長等に対しては本件特別町会長会議のほかにも年数回の会議に出席を要請されており、また、市の行政上も各種の困難な事務を処理しているにもかかわらず無報酬であることから、この慰労の意味も含まれていたことを酌むと、これらの点も前記判断を左右するものではない。

次に、旅費等の予算については平成7年度一般会計当初予算で議決され、支出負担行為についても歳出予算の範囲内で執行されており、また、決算を議会の認定に付する際に提出される法第233条第5項の規定に基づく主要な施策の成果に関する説明書でも毎年特別町会長会議の開催が明らかにされており、更に、旅費の支出は、川口市職員の旅費に関する条例第3条第2項の規定に基づき、正当に支出されていた。

なお、「今後この旅行に対して公費より旅費を支出しないこと」という主張は、法第208条の規定により、将来にわたる特別町会長会議の予算措置を約束できるものでないことは明白であり、その主張は平成8年度予算に限ってのものと当然解釈すべきものである。

以上のことから、本件特別町会長会議の開催は、開催目的、開催に至る経緯、参加者、開催に要した費用等を総合的に判断して、市長に付与されている裁量権を逸脱したもめとは認められない。

よって、公費から旅費を支出しないこと、更に、過去1年前にさかのぼり旅費を全額、市長は市に返還せよという主張は当たらない。

したがって、本件特別町会長会議に係る市長の公金の支出は、不当とは解せられず、また、平成8年度一般会計当初予算で議決されている特別町会長会議関係経費の執行についても、手続き上の瑕疵がなく、社会通念上相当の範囲を逸脱するものでなければ、市長の裁量の範囲内で執行できるものと判断する。

以上の理由により、本件措置請求については、これを講ずる必要がないものと認めるものである。